

教 義 第 1346 号

平成26年11月28日

各 教 育 局 長
各市町村教育委員会教育長 様

北海道教育庁学校教育局義務教育課長

「採択地区協議会に関するQ&A」について（通知）

このことについて、別添のとおり文部科学省から事務連絡があったので通知
します。

（支援グループ）

事 務 連 絡
平成26年11月17日

各都道府県教育委員会
教科書関係事務主管課
御中

文部科学省初等中等教育局教科書課

「採択地区協議会に関するQ&A」について

第186回国会において成立した義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第20号。以下「改正法」という。）その他関係法令の改正については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布，施行について」（平成26年4月16日付け26文科初第140号文部科学省初等中等教育局長通知）及び「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の一部を改正する政令及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布について」（平成26年9月3日付け26文科初第597号文部科学省初等中等教育局長通知）によりお知らせしたところですが，今般，各地域における改正法の施行に向けた準備に資するため，「採択地区協議会に関するQ&A」を作成しましたので，参考として送ります。

貴課におきましては，域内の市町村教育委員会に対し，本件について周知をお願いします。

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03(5253)4111 内線 2576

採択地区協議会に関するQ & A

Q 1 改正法（※1）の成立前から採択地区協議会を置いているのですが、改めて改正法に基づく採択地区協議会を設置し直す必要がありますか。

A 現在既に実態として置かれている採択地区協議会については、これを改めて設置し直すには必ずしもありませんが、改正法の施行後においては、その位置付けが改正法に基づく採択地区協議会へと変わることになることから、今回新たに改正法その他関係法令により定められた採択地区協議会の組織及び運営や規約事項等に関する内容に従い、従前の採択地区協議会の規約等がこれらに則っているものであるかどうかを確認し、必要に応じて見直しをしていただく必要があります。

また、その際、採択地区協議会の規約の見直し等は、関係市町村教育委員会の権限と責任により行っていただく必要があるものであり、既に実態として置かれている採択地区協議会の判断によって行われるといたことがないようにしてください。

※1 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 20 号）

Q 2 政令の施行通知（※2）に添付されている採択地区協議会の規約の例には、委員として教科用図書採択事務担当課長が含まれていますが、これは、こうした者を委員に含めるべきという趣旨ですか。

A 採択地区協議会の在り方は、各地域の実情に応じ、異なるものであると考えており、政令の施行通知にもあるとおり、採択地区協議会の規約の例はあくまで一例として作成したものです。

教育委員会の代表者となる教育長については、政令の施行通知にもあるとおり、採択地区協議会の委員構成にそれぞれの市町村教育委員会の権限と責任を反映するため、委員に含めることが基本として考えられるところですが、教科用図書採択事務担当課長については、こうした者が有する教科書採択事務に関する専門性も採択地区協議会における協議にとって有用な場合も考えられることから例として挙げたものに過ぎず、どのような者を委員として選任するかについては、各地域の実情に応じ、御判断いただくこととなります。

※2 「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の一部を改正する政令及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布について」（平成26年9月3日付け26文科初第597号文部科学省初等中等教育局長通知）

Q3 採択地区協議会の委員に保護者や学識経験者を含めることは可能ですか。

A 開かれた採択を推進する観点から、関係市町村教育委員会の協議により特に必要と認められた場合には、保護者や学識経験者を採択地区協議会の委員に含めることも可能です。ただし、政令の施行通知にあるように、あらかじめその採択地区協議会における協議の内容に関する守秘義務を明確にしておくことが重要です。

なお、開かれた採択を推進する観点からは、保護者等に採択地区協議会の調査員等として参画していただくことは引き続き重要です。

Q4 採択地区協議会の委員となる保護者や学識経験者に守秘義務を課す方法にはどのようなものがありますか。

A 委員としての委嘱の際の取決めによる方法、採択地区協議会の規約による方法のほか、特別職の公務員として採用し、教育委員会規則等により守秘義務を課す方法等が考えられます。

なお、採択地区協議会の調査員等として参画していただく保護者等の守秘義務についても同様に明確にしておくことが望まれます。

Q5 教科書の選定の方法について、採択地区協議会の規約の例に倣う必要がありますか。

A 教科書の選定の方法については様々な定め方が想定されるところであり、採択地区協議会の規約の例に倣う必要はありませんが、いずれにせよ、共同採択地区内で教科書の採択の一本化ができないという事態を避けるため、選定すべき教科書が種目ごとに一種に確実に定まるような方法をあらかじめ関係市町村教育委員会で合意して、規約で定めておいていただく必要があります。

Q 6 採択地区協議会の規約の例では、調査員からの報告や都道府県教育委員会が作成した選定資料を「参酌」することとされていますが、具体的には、これらをどのように取り扱えば良いでしょうか。

A 採択地区協議会の委員は、規約に基づき各市町村教育委員会が指名するものであり、採択地区協議会においては、これらの者が責任を持って協議に当たる必要があります。

このような観点から、採択地区協議会において調査員からの報告等を鵜呑みにするような取扱いは適切ではありません。また、調査員からの報告については、様々な観点から教科書の特徴を示すこととするなど、採択地区協議会における実質的な協議に資するよう、工夫することが重要です。

Q 7 採択地区協議会の協議に関係市町村教育委員会の意向を直接的に反映をさせたいと考えますが、どのようにすれば良いですか。

A 例えば、教科書の調査研究の結果を各市町村教育委員会に持ち帰り、採択地区協議会の委員がその所属する市町村教育委員会の意向を確認した上で協議に臨むことが考えられます。また、各市町村教育委員会が採択すべきと考える教科書を複数挙げ、その意向を採択地区協議会の場において調整するという方法も考えられます。いずれにせよ、最終的には各市町村教育委員会の意向を採択地区協議会の協議の結果としてまとめていただく必要があります。

また、どのような教科書の選定の方法を採用するにせよ、共同採択地区内の市町村教育委員会は採択地区協議会の協議の結果に基づき教科書を採択していただくこととなりますので、採択地区協議会における教科書の調査研究の結果や協議の経過等が適切に関係市町村教育委員会と共有されることが必要です。

なお、教科書採択への市町村教育委員会の意向の反映という観点からは、法令上、全ての市町村は単独の採択地区となることが可能ですが、採択地区の設定、変更については、都道府県教育委員会が共同採択制度の趣旨を踏まえつつ市町村教育委員会の意見を聴いて行うこととなります。また、単独の採択地区ができる場合、同一の採択地区を構成しない市町村であっても、教科書の調査研究を合同で行うことは差し支えないことは平成 24 年に発出した通知（※ 3）のとおりです。

※ 3 「教科書採択の改善について」（平成 24 年 9 月 28 日付け 24 文科初第 718 号 文部科学省初等中等教育局長通知）